

東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報(平成26年11月4日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/image1.pdf>

平成26年11月4日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件
2. G II グレード 0件
3. G III グレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	3号機	当社社員が管理区域から退域する際、被ばく線量測定前に個人警報線量計を携行品モニタで搬出したことを確認した。搬出した個人警報線量計で線量情報を確認し、当該社員の線量を評価。	
2	3号機	荒浜側洗濯設備コンベア動力制御盤の点検時、漏電遮断器の動作時間が管理値を超えていることを確認した。当該遮断器を修理。	